

介護保険要支援者への予防給付の継続を求める意見書

現在国では、社会保障と税の一体改革にともなう介護保険制度の見直しとして、要支援者の予防給付の一部を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の地域支援事業に委ねるなどの改正を行うため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、今通常国会に提出している。

今回の改正は、介護予防にかかる市町村間の地域資源に格差があることを考えると、サービスの地域差や質の低下を招き、さらに認知症の早期発見、早期対応の原則に懸念を生じさせるなど、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更である。また、地域支援事業としての財源の担保が確約されておらず、市町村の財政負担の増大や事務負担の増加も軽視できないものである。

よって、本議会は、要支援者への予防給付の一部を介護保険の給付対象から外し、市町村の地域支援事業に委ねる制度改革を行わず、予防給付を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

福島県国見町議会議長 八 島 博 正

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣